

## 付1 昭和45年国富調査のための法人資産調査規則

(昭和46年総理府令第36号)

(目的)

第1条 統計法(昭和22年法律第18号)に基づく指定統計である昭和45年国富調査のための法人資産調査(指定統計第81号。以下「法人資産調査」という。)の施行に関しては、この府令の定めるところによる。

(調査の目的)

第2条 法人資産調査は、法人(地方公共団体及び経済企画庁長官の指定する公益法人並びに政府関係機関を除く。)が所有し、又は使用する資産の状況を調査し、国富推計の基礎資料を作成することを目的とする。

(用語の意義)

第3条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 資産：有形固定資産及びたな卸資産をいう。
- 2 有形固定資産：建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具・器具及び備品並びにその他の有形財産で経済企画庁長官の定めるものをいう。
- 3 たな卸資産：商品又は製品、半製品又は仕掛品、原材料及び貯蔵品をいう。

(調査の時点)

第4条 法人資産調査は、昭和45年12月31日現在によって行なう。

(調査の客体)

第5条 法人資産調査は、資本金1億円以上の法人並びに本店又は主たる事務所の従業者数300人以上の会社以外の法人、及び経済企画庁長官が定める地域に本店又は主たる事務所を有する資本金1億円未満の法人及び従業者数300人未

満の会社以外の法人のなかから都道府県知事が経済企画庁長官の定める方法により選定したものの(以下「調査法人」という。)について行なう。

(調査事項)

第6条 法人資産調査は、次の各号に掲げる事項について行なう。

1 法人に関する事項

- イ 名称
- ロ 本店又は主たる事務所の所在地
- ハ 経営組織
- ニ 資本金又は出資金、基金等組織の基礎となるべき財産
- ホ 設立時期及び決算期
- ヘ 事業の概要
- ト 従業者数
- チ 有形固定資産の内訳

2 有形固定資産(貸借資産を除く。)に関する事項

- イ 資産の種類
- ロ 資産の構造若しくは用途又は細目(機械及び装置については、設備の種類及び細目)
- ハ 使用状況
- ニ 耐用年数

ホ 取得時期及び取得価格

ヘ 資産の所在地域

3 貸借資産に関する事項

- イ 資産の種類
- ロ 資産の構造若しくは用途又は細目(機械及び装置については、設備の種類及び細目)
- ハ 数量

- ニ 賃借の時期
- ホ 使用状況
- ヘ 資産の所在地域
- 4 たな卸資産に関する事項
  - イ 資産項目名
  - ロ 価額
  - ハ たな卸の方法及び評価方法
- 5 事業所に関する事項
  - イ 事業所の名称
  - ロ 事業所の所在地及び事業の種類
  - ハ 事業所の従業員数
- 2 前項の調査事項の細目については、別記様式第1号から別記様式第6号までに定める調査票に記載するところによる。  
(調査の執行)
- 第7条 都道府県知事は、内閣総理大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の法人資産調査の執行をつかさどる。  
(統計調査員)
- 第8条 都道府県知事は、法人資産調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項の統計調査員(以下「調査員」という。)を置くことができる。
- 2 調査員は、都道府県知事が任命する。
- 3 調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて法人資産調査の実施に関する事務を行なう。  
(統計従事者)
- 第9条 法人資産調査には、統計法第10条第3項ただし書の規定により、統計官及び統計主事以外の者も従事させることができる。  
(申告の義務)
- 第10条 調査法人の代表者は、第6条第1項の調査事項について、同条第2項の調査票の配布を受けたときは、これに所定の記入をしたうえで、都道府県知事の定める期日までに、都道府県知事又は調査員に提出しなければならない。

(調査票の提出)

第11条 調査員は、前条の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、都道府県知事に、その定める期日までに提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前条又は前項の規定により提出された調査票を点検し、及び整理して、経済企画庁長官に、その定める期日までに提出しなければならない。

(事務の委任)

第12条 都道府県知事は、経済企画庁長官の承認を得たときは、調査員の指揮監督並びに調査票の点検及び整理に関する事務を、調査法人の本店又は主たる事務所の所在する市町村(特別区を含む。)の長に委任することができる。

(集計及び公表)

第13条 経済企画庁長官は、調査票を審査し、評価額を算定して集計し、すみやかにその結果を公表するものとする。

(関係書類の保存)

第14条 法人資産調査の関係書類は、次の区分によって保存しなければならない。

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	次回調査の実施まで	経済企画庁長官
調査票を集録した磁気テープ	永 久	経済企画庁長官
結果表	永 久	経済企画庁長官

附則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和40年国富特別調査のための法人企業資産調査規則(昭和41年総理府令第29号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。ただし、旧規則第14条及び附則第2項に規定する関係書類の保存については、なお従前の例による。

付2 地域区分

Appendix 2 List of Districts

地域区分 Districts	地域に含まれる都道府県 Prefectures			
1北海道 Hokkaido	北海道 Hokkaido			
2東北 Tohoku	青森県 Aomoriken 秋田県 Akitaken 新潟県 Niigataken	岩手県 Iwateken 山形県 Yamagataken	宮城県 Miyagiken 福島県 Fukushimaken	
3関東 Kanto	茨城県 Ibarakiken 埼玉県 Saitamaken 神奈川県 Kanagawaken	栃木県 Tochigiken 千葉県 Chibaken 山梨県 Yamanashiken	群馬県 Gummaken 東京都 Tokyoto	
4北陸 Hokuriku	富山県 Toyamaken	石川県 Ishikawaken	福井県 Fukuiken	
5東海 Tokai	長野県 Naganoken 愛知県 Aichiken	岐阜県 Gifuken 三重県 Mieken	静岡県 Shizuokaken	
6近畿 Kinki	滋賀県 Shigaken 兵庫県 Hyogoken	京都府 Kyotofu 奈良県 Naraken	大阪府 Osakafu 和歌山県 Wakayamaken	
7中国 Chugoku	鳥取県 Tottoriken 広島県 Hiroshimaken	島根県 Shimaneken 山口県 Yamaguchiken	岡山県 Okayamaken	
8四国 Shikoku	徳島県 Tokushimaken 高知県 Kochiken	香川県 Kagawaken	愛媛県 Ehimeken	
9九州 Kyushu	福岡県 Fukuokaken 熊本県 Kumamotoken 鹿児島県 Kagoshimaken	佐賀県 Sagaken 大分県 Oitaken	長崎県 Nagasakiken 宮崎県 Miyazakiken	

付3

秘

指定統計第81号

昭和45年国富調査 法人

のための法人資産調査 調査票

この調査票は国富調査の目的以外には使用されませんからありのままを記入して下さい。

この調査票は昭和45年 (または 年

12月31日現在 (または 月 日現在) で記入します

経済企画庁

調査員記入欄
都道府県市町村コード 調査区番号 法人番号

法人全体について
(1) 法人の名称 (2) 法人の所在地
(3) 経営組織 (4) 払い込み資本金または出資金・基金・寄付金など
(7) 事業の概要 (ア) 法人全体の主な事業の種類をわかりやすく記入する。

有形固定資産の内訳
資産の種類 取得価額 減価償却累計額 期末残
1 建物および付属設備
2 構築物
3 機械装置
4 船 舶
5 車両・運搬具
6 工具・器具・備品
7 大動植物
8 建設仮勘定
9 土地造成・改良
10 土地
合計

記入者氏名 電話番号
(5) 設立年月 (6) 決算期
(8) 従業者数
売上高 (または収入高) 売上高 (または収入高) 構成比
総数 有給役員 常雇 臨時・日雇

償却方法 (該当する番号を一つ〇で囲む)
(備考) この欄の土地を除いた資産の取得価額の合計は、「有形固定資産調査票甲」と「有形固定資産調査票乙」の取得価額の合計と見合うことになります。

添付した調査票 甲 枚 乙 枚 賃借資産

枚 合計 枚 都道府県職員 調査員

秘 指定統計第81号

昭和45年国富調  
有形固定資

（「減価償却資産の耐用年数  
による耐用年数表の適用さ  
この調査票は昭和45年12月31日現在

調査員記入欄			
都道府県市町村コード	調査区番号	法人番号	地域番号

該当する番号を  
○で囲み、資産  
の種類、地域別  
が異なるごとに  
別の調査票を用  
います。

資産の種類	1	2	4	5	6
	建物および 付属設備	構築物	船 舶	車 両・ 運 搬 具	工 具・器 具・ 備 品

符号欄	資産の内訳 および細目	構造、用途	自己使用・貸与の別 (いずれかの部分を選択) ○で囲む	新品・中古品の別 (いずれかの部分を選択) ○で囲む	耐用年数	取得年次			
						45年	44年	43年	42年
	1自己使用 2貸与	1新品 2中古品			(円)	(円)	(円)	(円)	
	1自己使用 2貸与	1新品 2中古品							
	1自己使用 2貸与	1新品 2中古品							
	1自己使用 2貸与	1新品 2中古品							
	1自己使用 2貸与	1新品 2中古品							
	1自己使用 2貸与	1新品 2中古品							
	1自己使用 2貸与	1新品 2中古品							
	1自己使用 2貸与	1新品 2中古品							

- 記入上の注意 (1) 該当する資産の「資産の内訳および細目」および「構造または用途」別に取得年  
ただし「自己使用、貸与の別」、「新品、中古品の別」、「耐用年数」が異なるご  
(2) 「大動植物」とは牛馬などの役畜や果樹、防風林などのように設備と同じよう  
(3) 「土地造成・改良」は上記の埋立て、開拓、整地や土地改良に要した造成費、  
(4) 航空機は「車両・運搬具」に含まれます。  
(5) 「再評価による資産」の欄は、「29年～20年」および「19年以前」の別掲とする。  
(6) 「取得年次」は昭和45年12月31日現在で記入の場合は歴年とします。決算期末

査のための法人資産調査  
産調査票甲

等に関する省令」の別表第1)  
れる資産について記入します。

【この調査票は国富調査の目的以外には使用され  
ませんからありのままを記入して下さい。】

(または 年 月 日現在)で記入します。

経済企画庁

7	8	9
大動植物	建設・ 仮 勘 定	土地造成・ 改 良

地域番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
地域名	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州

別に取得価額を記入します。

41年	40年	39年	38年	37年	36年	35～ 34年	33～ 32年	31～ 30年	29～ 20年	19年 以前	再評価に よる資産	合計
(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)

次別の取得価額を記入してください。  
とに欄をかえます。

調査票甲 枚のうち 枚目

に使用するために造林した樹木をいいます。  
改良費だけをいい、土地購入費は除かれます。

したがって「29年～20年」および「19年以前」の欄は再評価していない資産の取得価額を記入します。  
現在で記入の場合は前1年間の決算期間とします。

秘

指定統計第81号

該当する番号を○で囲み「地域別」  
が異なることに別の調査票を用い  
ます。



地域番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
地域別	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州

昭和45年国富調査  
有形固定資

この調査票は昭和45年12月31日現在

「減価償却資産の耐用  
による耐用年数表の適  
について記入します。

耐用年数 番号	設備の種類および細目	自己使用・貸与の別 (いずれかの番号) (○で囲む。)	新品・中古品の別 (いずれかの番号) (○で囲む。)	耐用年数	取得年次				
					45年 (千円)	44年 (千円)	43年 (千円)	42年 (千円)	
1		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						
2		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						
3		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						
4		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						
5		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						
6		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						
7		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						
8		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						
9		1 自己使用	1 新品						
		2 貸与	2 中古品						

- 記入上の注意 (1) 「機械および装置」の「設備の種類」および「細目」別に取得年次別の取得  
ただし「自己使用、貸与の別」「新品、中古品の別」「耐用年数」が異なる  
(2) 「再評価による資産」の欄は「29年～20年」および「19年以前」の別掲とす  
(3) 「取得年次」は昭和45年12月31日現在で記入の場合は暦年とします。

のための法人資産調査  
産調査票乙

この調査票は国富調査の目的以外には使用されま  
せんからありのままを記入して下さい。

(または 年 月 日現在)で記入します。

調査員記入欄			
都道府県市町村コード	調査区番号	法人番号	地域番号

年数等に関する省令」の別表第2)  
用される資産「機械および装置」)

経済企画庁

別に取得価額を記入します。													合計 (千円)
41年 (千円)	40年 (千円)	39年 (千円)	38年 (千円)	37年 (千円)	36年 (千円)	35～ 34年 (千円)	33～ 32年 (千円)	31～ 30年 (千円)	29～ 20年 (千円)	19年 以前 (千円)	再評価に よる資産 (千円)		

価額を記入してください。  
ごとに欄をかえます。

調査票乙 ..... 枚のうち ..... 枚目

る。したがって「29年～20年」および「19年以前」の欄は再評価していない資産の取得価額を記入します。  
決算期末現在で記入の場合は前1年間の決算期間とします。

秘

### 指定統計第81号

該当する番号  
を○で囲み、  
地域別が異なる  
ことに別の  
調査票を用い  
ます。

地域番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
地域別	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州

### 昭和45年国富調 賃借資

この調査票は  
(または年月)

符号欄	資産の種類および細目		賃借資産の数量 (数量単位も記入する。)	賃借の時期 (いずれかの番号を○でかこみ1を○で囲んだ場合は、年次を記入する。)	新品・中古の別 (いずれかの番号を○でかこむ。)
	種	類 細目、構造、用途			
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古

- 記入上の注意
- (1) 賃借資産は有償のものだけでなく無償のものも記入します。
  - (2) 「資産の種類」は「有形固定資産調査票甲」および「有形固定
  - (3) 「細目、構造、用途」の欄には細目を記入します。ただし、にして構造、用途も記入します。
  - (4) 賃借の時期は、原則として当初の賃借契約の時点を賃借時期とします。

### 査のための法人資産調査 産調査票

昭和45年12月31日現在  
日現在)で記入します。

[この調査票は国富調査の目的以外には使用されませんからありのままを記入して下さい。]

調査員記入欄			
調査員市町村コード	調査区番号	法人番号	地域番号

### 経済企画庁

符号欄	資産の種類および細目		賃借資産の数量 (数量単位も記入する。)	賃借の時期 (いずれかの番号を○でかこみ1を○で囲んだ場合は、年次を記入する。)	新品・中古の別 (いずれかの番号を○でかこむ。)
	種	類 細目、構造、用途			
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古
				1 昭和30年以後 → <input type="checkbox"/> 2 昭和20年～29年 3 昭和19年以前	1 新品 2 中古

調査票.....枚のうち.....枚目  
す。  
「資産調査票乙」で用いた種類を記入します。  
「建物および付属設備」「構築物」「船舶」「車両、運搬具」については「資産項目表」を参考  
ます。ただし、賃借資産の形態が大きく変化(増改築や大修理)した場合は、その時点

秘 指定統計第81号

調査員記入欄
都道府県 市町村コード
調査区 番号
法人番号

昭和45年国富調査のための法人資産調査

たな卸資産調査票

この調査票は昭和45年12月31日現在  
(または 年 月 日現在)で記入します

この調査票は国富調査の目的以外には使用されませんからありのままを記入して下さい。

経済企画庁

符号欄	資産項目名	価額	たな卸の方法 (いずれかの番号を) (○で囲む)	評価方法 (いずれかの番号を) (○で囲む)
	商品	(千円)	1 帳簿 2 実地	1. 先入先出法 2. 後入先出法 3. 平均原価法 4. その他
	半製品		1 帳簿 2 実地	1. 先入先出法 2. 後入先出法 3. 平均原価法 4. その他
	原材料		1 帳簿 2 実地	1. 先入先出法 2. 後入先出法 3. 平均原価法 4. その他
	貯蔵品		1 帳簿 2 実地	1. 先入先出法 2. 後入先出法 3. 平均原価法 4. その他
	合計		1 帳簿 2 実地	1. 先入先出法 2. 後入先出法 3. 平均原価法 4. その他

秘 指定統計第81号

昭和45年国富調査のための法人資産調査  
地域別事業所名簿

この調査票は国富調査の目的以外には使用されませんからありのままを記入して下さい。

調査員記入欄
都道府県市町村コード
調査区番号
法人番号

事業所名簿 枚のうち 枚目

この調査は12月31日現在

(または 年 月 日現在)で記入します。

経済企画庁

法人について	法人の名称	(3) 従業員数
		人

右の地域番号および地域別に  
よって記入して下さい。

地域番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
地域別	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州

地域番号	事業所の名称	事業所の所在地 (都道府県名)	事業所の事業の種類	事業所の従業員数
	本店(社)または主たる事務所			人

付4 昭和45国富調査のための法人資産調査に用いた産業分類と  
日本標準産業分類の比較

符 号	国 富 調 査 産 業 分 類	左に対応する日 本標準産業分類
A, B, C	農林水産業	A, B, C
D	鉱 業	D
E	建 設 業	E
F	製 造 業	F
F01	食料品製造業	F18
F02	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	F20
F03	衣服、その他の繊維製品製造業	F21
F04	木材、木製品製造業（家具を除く）	F22
F05	家具、装備品製造業	F23
F06	パルプ、紙、紙加工品製造業	F24
F07	出版、印刷、同関連産業	F25
F08	化学工業及び石油、石炭製品製造業	F26, 27
F09	窯業、土石製品製造業	F30
F10	鉄 鋼 業	F31
F11	非鉄金属製造業	F32
F12	金属製品製造業	F33
F13	一般機械器具製造業	F34
F14	電気機械器具及び精密機械器具製造業	F35, 37
F15	輸送用機械器具製造業	F36
F16	その他の製造業	F28, 29, 39
G	卸売業、小売業	G
G17	卸売業（代理商・仲立業を含む）	G40~41, 42
G18	小売業（飲食店を含む）	G43, 44, 45, 46, 47, 48, 49
H, I	金融、保険業及び不動産業	H, I
J	運輸通信業	J
K	電気、ガス、水道業	K
L	サービス業	L
L19	放送業	L81
L20	その他のサービス業	L81以外のサ ービス業

## Appendix 4

Industrial Classification Used in the Corporation Assets Survey  
as a part of the 1970 National Wealth Survey

Classification code	Industrial Classification
ABC	Agriculture, forestry and fisheries
D	Mining
E	Construction
F	Manufacturing
F01	Food, beverage and tobacco manufacturing
F02	Textile manufacturing, excluding apparel and other textile products
F03	Apparel and other textile product manufacturing
F04	Lumber and wooden product manufacturing, excluding furniture
F05	Furniture and fixture manufacturing
F06	Pulp, paper and paper product manufacturing
F07	Publishing, printing and allied industries
F08	Chemical, petroleum and coal product manufacturing
F09	Ceramic, stone and clay product manufacturing
F10	Iron and steel material and product manufacturing
F11	Non-ferrous metal material and product manufacturing
F12	Fabricated metal product manufacturing
F13	General machinery and equipment manufacturing
F14	Electrical, precision machinery and equipment manufacturing
F15	Transportation equipment manufacturing
F16	Other manufacturing
G	Wholesale and retail trade
G17	Wholesale trade, including agents and brokers
G18	Retail trade, including eating and drinking places
H, I	Finance, insurance and real estate business
J	Transportation and communication
K	Electricity, gas and water works and supply
L	Services
L19	Radio and television broadcasting
L20	Other services



付5 昭和45年国富調査のための法人資産調査に用いた

資 産 分 類

昭和45年国富調査のための法人資産調査で調査された資産に対する分類項目の設定にあたっては、その定義及び原則を、可能な限り「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和45年、大蔵省令第33号)によった。

また、分類項目は、資産(有形固定資産及びたな卸資産)の構造、用途、機能及び形態などによって、大、中、小の3段階に分け、体系的に配列した。

A 有形固定資産

大分類1 — 建物及び建物付属設備

説 明

- ① この大分類には、建物及び建物付属設備が分類される。
- ② 建物とは、通常、土地に定着して、四囲を柱をもって構成し、隔壁、屋根をもって外界と隔絶した構造物で、人の取用、物の蔵置、製造あるいは作業などの用に供するものをいい、建物付属設備を除いた建物本体をいう。  
建物本体には、建物の基礎、柱、壁、はり、階段、窓、屋根、床のほか、従物たる建具(たたみ、ふすま、障子、ドア、棚、リノリウムなど、建物本体と不可分の内部造作物をいう)、店舗シャッターが含まれる。
- ③ 建物付属設備とは、建物使用の必要上、若しくは、建物の使用を便にする目的で、建物本体に固着して施設されるものをいう。

中分類 符 号	小分類 符 号	分 類 項 目 名	耐用年数 (年)
11		住 宅	40~60
	110	鉄骨、鉄筋コンクリート造	40~60
	111	鉄筋コンクリート	45
	112	れんが造	45
	113	石 造	45
	114	ブロック造	20~40
	115	金 属 造	22~24
	116	木 造	20~22
	117	木骨、木骨モルタル造	

中分類 符 号	小分類 符 号	分 類 項 目 名	耐用年数 (年)
12	118	簡 易 住 宅	7~10
	11V	分類不能の住宅	—
		非 住 宅	
	120	鉄骨、鉄筋コンクリート造	26~65
	121	鉄筋コンクリート造	26~65
	122	れんが造	24~50
	123	石 造	24~50
	124	ブロック造	24~50
	125	金 属 造	13~45
	126	木 造	9~26
	127	木骨、木骨モルタル造	7~24
	128	簡 易 造	7~10
13	12V	分類不能の非住宅	—
		建 物 付 属 設 備	
	130	電気及び照明設備	6~15
	131	給排水、衛生、ガス設備	15
	132	冷暖房、通風、ボイラー設備	13~15
	133	昇 降 設 備	15~17
	134	消火、災害報知設備	8~12
	135	エアーカーテン、扉自動開閉装置	12
	136	アーケード、日よけ設備	8~15
	137	店用簡易設備、簡易間仕切り	3
1V	138	その他の建物付属設備	10~18
	13V	分類不能の建物付属設備	—
		分類不能の建物及び建物付属設備	

大分類2 — 構 築 物

説 明

- ① 構築物とは、土地に定着して施設された一切の土木設備、又は、工作物をいう。
- ② 構築物は、用途により、貯蔵所、水そう、原油陸上げパイプラインなど、通常、構築物とされるもので、生産工程の一部として機能を有しているものは、「機械及び装置」に分類される。

中分類 符 号	小分類 符 号	分 類 項 目 名	耐用年数 (年)
21		交 通 施 設	
	210	鉄道用、軌道用設備	5~60
	211	舗装道路、舗装路面	3~15
	219	その他の交通施設	10~75
	21V	分類不能の交通施設	—
22		治 水 利 水 施 設	
	220	汚水処理施設	7~30
	229	その他の治水利水施設	10~80
	22V	分類不能の治水利水施設	—
29		その他の構築物	
	290	発電用、送配電用施設	15~57
	291	放送、通信施設	10~40
	292	ばい煙処理施設	7~30
	293	広告用施設	10~20
	294	競技場用、運動場用、遊園地用、学校用施設	10~45
	295	庭 園	35
	299	他に分類されないその他の構築物	5~75
	29V	分類不能のその他の構築物	—
2V		分類不能の構築物	—

大分類3 — 機 械 及 び 装 置

説 明

- ① 機械及び装置とは、(ア) 剛性のある物体から構成され、(イ) 一定の限定運動を行い、(ウ) 有用な仕事をする。の3要素を満足させるもの(機械)、及び、上記3要素のうち、(イ)又は(ウ)の要素の欠ける構造物、並びに、その土台、又は、容器となる構造物(装置)をいう。
- ② 機械及び装置が、単独あるいは集合して、ある特定の物の生産あるいは用役を供給する施設となる場合、それらの機械及び装置を(特定の)設備と総称する。

中分類 符 号	小分類 符 号	分 類 項 目 名	耐用年数 (年)
301		農 林 水 産 設 備	
	30101	畜産農業用設備	5~ 8
	30102	種苗花き園芸設備	10
	30103	その他の農業用設備	2~13
	30104	可搬式造林、伐木、搬出設備	3~ 6
	30105	水産物養殖設備	2~ 4
302		鉱 業 設 備	
	30201	金属鉱業設備	8~ 9
	30202	石炭鉱業設備	5~ 9
	30203	石油、天然ガス鉱業設備	3~12
	30204	天然ガス圧縮処理設備	10
	30205	砂利、岩石採取及び砕石設備	8
	30206	その他の非金属鉱業設備	6~ 9
303		建 設 設 備	
	30301	ブルドーザ、パワーショベル、その他の自走式作業機械	5
	30309	その他の建設工業設備	3~ 7
304		食 料 品、 た ば こ 製 造 及 び 処 理 加 工 設 備	
	30401	畜産食料品製造及び処理加工設備	8~11
	30402	水産食料品製造及び処理加工設備	8~10
	30403	果実、野菜、農産保存食品製造及び処理加工設備	6~10
	30404	調味料製造設備	7~25
	30405	精穀設備、強化米製造設備	10
	30406	小麦粉製造設備	13
30407	砂糖製造、精製及び水あめ、ぶどう糖、カラメル製造設備	10~15	